

# 一般質問

6月定例会



高橋 英次 議員

空き家対策特別措置法は、活用することが困難な空き家などの所有者に対し、市町村が助言や指導、固定資産税の住宅用地特別から除外勧告、徒わないときには代執行も可能となっている。

空き家対策特別措置法は、活用することが困難な空き家などの所有者に対し、市町村が助言や指導、固定資産税の住宅用地特別から除外勧告、徒わないときには代執行も可能となっている。

## Q 教育行政を問う

この一年の間に、スクールバス購入の発注漏れ、学習支援館に対する疑問、見通しの不明な中での赤名小学校大規模改修事業の予算計上もあつた。その都度、陳謝もあった。

それにもかかわらず、幾たびとなく繰り返されたことは残念に思う。町民の教育行政に対する期待を裏切る結果となつた。

頑張って仕事をしている職員の士気にも悪影響を及ぼすのではないかと危惧する。

教育行政のトップとして、どのよう責任を感じているか。



赤名小学校

## A 最終責任は教育長に

教育長 安部 亘



就任以来、児童生徒の安全・安心を守り、学力の向上、キャリア教育などの推進に努めてきた。そうした中での、ご指摘の事案は、いずれも私の管理責任下で起きており、最終責任は私にある。

このようないことが、町民の方に不信感が生じているとすれば、私の不徳の致すところでありお詫びする。

今後は、学校・関係機関との連携を図り、職員一丸となって本町の教育行政を進めていきたい。



## Q 優しさのある行政サービスを

役場等へ用事があつてへ来

たとき、職員の顔と名前が一致しないとの声が、特に高齢者の方から多く聞く。

役場庁舎内と各施設に、職務内容が分かる職員一覧表を写真つきで設置することを提案する。これにより窓口業務の改善と行政サービスの向上につながると思うがどうか。

町民の方へのしつかりとした接遇は大切なことだ。本町では以前から若手職員を中心に改善委員会を設け、行政サービスの向上と仕事の効率化に向け努力してきた。最大テーマは、挨拶と電話対応と考え、サービスの向上に努力している。

提案のあった職員一覧表の設置は、改善委員会で具体的に検討させたい。

町長 山崎 英樹

## A 改善委員会で具体化

町長 山崎 英樹

# 一般質問

# 一般質問

6月定例会



門 真一郎 議員

Q 空き家対策特措法  
どう生かす

空き家対策特別措置法は、活用することが困難な空き家などの所有者に対し、市町村が助言や指導、固定資産税の住宅用地特別から除外勧告、徒わないときには代執行も可能となっている。

町内の連坦地や幹線国道沿線では、空き家や空き建築物があり、これらは適切な処置が必要だが、この法律の効力は期待できるのか。

空き家が撤去された空き地は、今後管理が必要になつてくるが、どう考えるのか。

本町は観光に力を入れるとしているが、国道54号沿線の環境整備が必要だ。

この法律は、対策の対象地区を定めるとなつてはいるが、

住宅密集地のみならず、主要

幹線沿線も対象とすべきことを考

えるがどうか。



本町の観光をどのように思い描いているのか。

町長 山崎 英樹

町長は、観光協会を設立し、着地型観光を目指すとしているが、観光施設や温泉旅館などを持たない本町は、歴史や文化などの語り部組織、体验農業などのグリーンツーリズムを手がけている団体を商品として勝負することになる。

観光の拡大には、受け皿の創設が必要だが、どのような手段を考えているのか。また、失われた経済効果を取り戻すことだ。

これにより誘客を促進し、観光客の滞在時間を延ばしていかなくてはならない。また、

観光協会を設立した意義は、失われた経済効果を取り戻すことだ。

これにより誘客を促進し、観光客の滞在時間を延ばしていかなくてはならない。また、

観光客の滞在時間を延ばして

いかなくてはならない。また、

観光振興を通じて、町民が地域への愛着を深めるとい

ことだ。

観光振興の基本は、町の魅

力と観光客に自信を持つ伝

える、温かく迎える、見た目

美しさや住む人の心というの

が大事だと思う。

今後の進め方は、観光地と

しての基盤づくり、受け入れ態勢作り、そして情報発信だ。

こうしたことを専門家の視

国が定める基本方針に即して、実態調査からはじめる必

要がある。

空き地の管理は、地域の皆

さんと共に、所有者に適切な

管理を呼びかけていく。

主要な道路沿線を対象地区

にすることはぜひ考えてみた

い。空き家対策を含め景観形

成に努める。

## A 適切に運用する

町長 山崎 英樹

この法律の制定により、町

として条例を制定するまでもなく、空き家対策の対応が可

能となる。

国が定める基本方針に即して、実態調査からはじめる必

要がある。

空き地の管理は、地域の皆

さんと共に、所有者に適切な

管理を呼びかけていく。

主要な道路沿線を対象地区

にすることはぜひ考えてみた

い。空き家対策を含め景観形

成に努める。



放置されたままの旧商業施設